

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会（第5回）

令和5年12月5日

【事務局】 定刻となりましたので、ただいまから第5回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会を開会いたします。

議事に入るまでの進行を務めます事務局の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。本検討会は、前回と同様に、公開で対面とオンラインのハイブリッド方式で開催しております。

なお、本検討会の録音・録画はお控えくださいますよう、よろしくお願いいたします。また、プレスの方におかれましては、カメラ撮りにつきましては議事に入るまでの間に限らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、16名の委員のうち、代理の方を含めて15名に御出席いただくこととなっております。〇〇委員におかれましては、所用のため欠席となっております。また、〇〇委員におかれましては遅れての御参加、〇〇委員におかれましては途中退席と伺っております。また、オブザーバーとして、都市再生機構と住宅金融支援機構に御出席いただいております。

オンラインで御参加の委員におかれましては、御発言の際はリアクション機能またはチャットにてその旨を御表明いただき、座長から指名された際にはマイクをオンにしてから御発言いただきますようお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。資料は議事次第に記載しております配付資料一覧を御覧いただき、不足等ございましたら事務局までお申しつけください。また、本日の会議は録音・録画させていただいておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事に入ります。恐れ入りますが、カメラ撮りのプレスの方はここまでとなります。御退室よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の進行は〇〇座長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【〇〇座長】 ありがとうございます。それでは、議事を進めてまいります。改めまして

皆様、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議事は、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間取りまとめ案でございます。今後の基本的な方向性や当面講ずべき取組を整理した検討会の報告書として取りまとめる議論を行いたいと思います。

委員の皆様にご了解いただければ、本日の審議の結果をもって本検討会としての中間取りまとめ案としたいと考えております。

本日の議論の後については、本日の皆様の御意見を踏まえた中間取りまとめ案を事務局においてパブリックコメントの手続を行う予定です。パブリックコメントの手続の後、この文書を中間取りまとめとする予定でございます。

それでは、まず資料2について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 国土交通省住宅局安心居住推進課長でございます。国交省、厚労省、法務省、3省を代表いたしまして説明をさせていただきます。資料2を御覧いただければと思います。

資料2「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する中間取りまとめ案」でございます。こちらの資料につきましては、9月にこの検討会で御議論をいただきました中間取りまとめ素案に関しまして、いただきました各委員の御意見などを踏まえまして、事務局のほうで修正し、整理をさせていただいたものでございます。本日は、この修正点を中心に説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、1の「はじめに」のところに、4つ目の丸として、この中間取りまとめ全体を概観できる大項目を並べております。

続きまして、2ページの現状・課題の部分でございます。一番下の39行目のところに、外国人というものを追加するとともに、3ページ目の部分でございますけれども、その中ほど、四角囲みのところで住宅確保要配慮者の定義というものを入れまして、この住宅確保要配慮者が様々な方を対象とするものであるということを示しております。

また3ページの4行目以降では、この現状と課題の中にも居住支援というものについての説明を追記しております。

8行目のところでは、事務局である法務省とも御相談の上、刑務所出所者関係の事項を入れております。数字といたしましても、更生保護施設退所先、訪問支援の実績を追記しております。

28行目でございますけれども、この居住支援の実態のところ、これも厚生労働省と

御相談の上、住まいや地域での暮らしに課題を抱える生活困窮者や高齢者の増加が懸念されること、住宅の確保から日常生活の支援、居場所の確保等の社会参加支援までの一連の支援の重要性が増しているという現状、そして生活困窮者自立支援制度に基づいて相談支援や住居確保給付金を支給していて、また地域居住支援事業の実施状況、そして介護保険制度の事業として、251の保険者で高齢者の安心な住まいの確保に資する事業が実施されているというところを記載しております。

次の3ページ目から4ページ目にかけては、表記の整理でございます。

5ページ目でございます。3行目以降の paragraph におきましては、家賃債務保証に關します現状を記載しております。近年、賃貸借契約に当たって家賃債務保証会社の利用が増加しているということ、国交省において登録制度というものを導入しているということ、一方で個人の緊急連絡先を家賃債務保証において求められるということ等から、会社の審査に通らないということがありまして、入居できない事例もあるということを記載しております。

3の基本的な方向性でございます。16行目のところに、御議論を踏まえまして、冒頭追記をしております。住まいを確保するためには市場環境を整備していくということも重要でございますので、その点を冒頭追記し、そのほか、この paragraph において、施策同士が緊密に連携すること、支援に当たっては総合的・包括的であるべきことを記載しております。

6ページを御覧いただきたいと思います。13行目でございます。この paragraph では、介護保険制度における対応としての地域支援事業というものに関する記述を追加しております。そして福祉相談窓口における対応というものに関し、強化・明確化するに当たっては、住宅の相談窓口とともに行っていくことについても記載をしております。

18行目以降でございます。こちらに関しましては、前回の御議論の中で、近隣住民との協調性に対する不安という表現に関しましては、誤解を招く可能性があるのではないかと御指摘を踏まえまして、全体的に、この部分に関して整理をしております。2つの丸に分かれておりましたところを1つの丸としておりまして、内容的にはほぼ同様のことを記載しております。

7ページでございます。(2)「賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備」についてでございます。

丸の2つ目、家賃債務保証についての記述を追記しております。緊急連絡先に関しまし

ては、個人の緊急連絡先ということを明記し、身寄りのない方であっても、何らか制度的な対応が必要ではないかということを明記しております。また、それに当たっては、複合的な課題を抱えている住宅確保要配慮者については、特に家賃債務保証が利用できないことによって入居できないということがないように、この家賃債務保証を円滑に利用できる枠組みを検討する必要があるということ、そして家賃債務保証会社の適切な経営・運営のために必要な方策も検討すべきであるということを書いております。

16行目でございます。サポートを行う住宅に関しまして、入居中の安否確認や見守りというものに関しまして、その方法として、ICT等を活用した安否確認というものもあるということ、そして見守りの方法として、訪問等という部分を追加しております。

22行目でございます。高齢者等が居室内で死亡した後に生じる課題に関しまして、単身高齢者が死亡した後の残置物処理や賃貸借契約の解除を円滑に行うための死後事務委任を利用した残置物の処理等に関するモデル契約条項について、その周知・普及、契約書式の作成などが求められているということを記載しております。

8ページでございます。上から11行目の丸でございます。公営住宅に関しまして、記述を追加しております。「公営住宅においては、本来のセーフティネットとしての役割に加えて、空き住戸を居住支援法人等に低廉な家賃で貸与し、要配慮者のニーズに応じた形で転貸する取組をさらに推進する必要がある」とあります。本検討会での取組のご紹介の中でもございましたけれども、地域の実情に応じた形で転貸する取組を進める必要があるという記載としております。

次の15行目のパラグラフでは、居住支援法人が行政との連携を推進する必要があるということ。

次の19行目のところでは、住宅の確保に併せて地域における取組に関しまして記述を追加しております。一人ひとりが生きがいや役割を持って、人格と個性を尊重し合いながら、相互に支え合う社会の実現を目指すことが必要であるということを書いております。

また38行目、(4)でございますけれども、居住支援の地域における体制づくりに関して、その冒頭、地域において総合的・包括的な居住支援体制を構築し、相談対応、伴走型の支援や地域資源の開拓を行うということを目的として記載しております。これを地域の関係者、居住支援協議会等における協議等を通じて、その必要な方策を検討する必要があるということを書いてございます。

9ページに移りますと、特にということで、この居住支援協議会の設置というものを市

区町村において、さらに推進する必要があるということ、その際には既存会議体や複数自治体における合同設置などの方法を考えることも重要であるということなどを記載しております。

18行目でございます。刑務所出所者等に関します今後の取組に関しまして、具体的な記載を法務省とも連携して追記しております。

9ページの最後の部分、24行目以降、5番、「今後に向けて」でございます。

1つ目のパラグラフでございます。こちらは前回の「中間とりまとめ素案」においては「はじめに」の一番最後のパラグラフにあったものでございます。「国交省、厚労省、法務省においては、本中間取りまとめ（案）や関連する諸制度の諸課題を踏まえ、具体的な見直しに向けて必要な検討を進めるべきである。その際に、関係者が連携をして、多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築にも資するよう、制度、補助、税等幅広い方策について充実や見直しの検討を進め、可能な限り早期に実施するよう、各省が連携して取り組むべきである」としております。

2つ目の丸でございます。「その際、特に国土交通省及び厚生労働省は、これまで以上に緊密に連携して施策を講ずるとともに、市区町村及び都道府県の住宅部局と福祉部局や地域の各種支援の担い手との連携の実効性を高めるため、制度的な枠組みに基づき相互に連携することを検討すべきである」というふうにまとめております。

3つ目の丸でございます。「要配慮者を取り巻く社会・経済状況や市場環境は変化し、ICT等の技術も革新されるものでございます。この取りまとめ案を踏まえた制度等の充実や見直しが実施された後も、このような変革に適切に対応しつつ、地域において住宅確保要配慮者の居住の安定が十分に図られているか、適時に検証され、さらなる取組を進めることが必要である」としております。

10ページの4行目でございます。最後に、このような呼びかけと申しますか、各界への、この検討会としての言葉としておりますけれども、「国・都道府県・市区町村の行政、不動産事業者、居住支援法人、社会福祉法人、社会福祉協議会及び更生保護施設など、住宅・福祉・司法等のあらゆる居住支援の関係者に対しては、地域における人的・物的資源を互いに持ち寄り、要配慮者のための地域の居住支援体制をよりよいものとするよう、不断の取組が行われることを期待する」としております。その地域における多くの関係者の皆様が協力して進めていくということを、ここで呼びかけるような形となっております。

以上が、この資料2でございます。

以降、委員名簿、そして検討の経過を書いてございます。

そのほか、本日は資料3を用意しておりまして、この資料2の記述に関連するデータ、制度の概要、そして現場の実践例などを3省共同して作成をしております。

居住支援協議会を活用した地域の体制などにつきましても今回、改めて用意をしておりますので、こちらのほうを御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

【〇〇座長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました中間取りまとめ案について御意見をいただきたいと思います。御発言される場合は挙手をお願いいたします。オンラインの場合はリアクション機能でお知らせください。私から発言者を指名させていただきます。

〇〇委員が早く退出されるということをお伺いしております。まず〇〇委員にお伺いしてよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございます。前回の議論を踏まえて大幅に肉づけをしていただいて、私からは特にこの場では修正、付け加え等の要望はございません。どうもありがとうございます。

【〇〇座長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 すみません、分からないので御質問なんですけれども、今回の中間取りまとめの特徴といたしまして、従来の住宅局と、それから厚生労働省の福祉部局との連携を緊密にして、それを深めるほうの深化をさせていくというような取組が非常に前向きに具体的に書き込まれて、制度自体はこれから具体的になっていくのだと思うんですが、それに加えて、法務省の更生部局との連携についても非常に踏み込んだ記述があると思います。

例えば6ページの6行目の丸には、不動産事業者、居住支援法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、更生保護施設等、住宅・福祉・司法等の連携が進められるということが書かれていて、非常に広がった取組が行われているなと思ったんです。ちょっと私の理解が間違っているのかもしれないですが、セーフティネット法の主なメインプレーヤーというのが、住宅部局と福祉部局の連携に基づいて、それが構築されていて、そもそも居住支援協議会自体も住宅部局と福祉部局が、いろいろな関連団体というか、そういうものを総合調整するような場として調整をしていただく仕組みとしてつくられたものだと私は理解して

おります。

施策の全体の取組が、住宅部局、福祉部局だけではなくて、法務部局といいますか、更生保護部局といいますか、そういったことが体系として入っているのが、この6ページの6行目の丸だと思えるんですけども、居住支援法人に関する34行目の記述につきましては、37行目に国土交通省と厚生労働省等との役割分担・連携による支援の仕組みの構築というようなことが書かれていて、必ずしも更生保護部局とか、そういったものが居住支援法人のメインプレーヤーといいますか、主要なプレーヤーとして入ってくるのが想定されていないような、そんな感じを私は受けたんですけども、その点について、私は明確に位置づけたほうがいいのかなとも思ったんですが、ちょっと御質問として問いかけをさせていただきたいと思います。

【〇〇座長】 ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

【事務局】 事務局を代表しまして回答をさせていただきます。今後に向けての部分でございますけれども、法務省の関係者、関係機関との連携は、福祉部局、住宅部局と併せて行っていくことが重要と考えておりまして、この点に関しましては、6ページ25行目からのパラグラフのところで表しているというつもりでございます。

ただ、実際に、やはり現場において、特に連携していただきたいという部局として、住宅部局と福祉部局というものが挙げられることが非常に多くございますので、この34行目のパラグラフの部分においては、特に国土交通省と厚生労働省というふうに記載をしているところでございまして、法務省及びその関係者との連携というものに関しましても重要なものと考えまして、このような記述とさせていただいております。

【〇〇座長】 〇〇委員、よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 「等」の中に入っている、そういう御意識でいらっしゃるということですが、文面上は、この国土交通省と厚生労働省等の等の中には法務省が入っていらっしゃるという、そういう読み方でよろしいのでしょうか。

【事務局】 法務省でございます。私どもも厚生労働省等の中に法務省も含まれているということで認識をしてございますので、私どもとしても当事者として記載の中に入っているというように認識させていただいております。

【〇〇座長】 〇〇委員、御意見ありがとうございました。

他に御意見等ございますでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 日管協の〇〇です。5ページの29行目からのところですが、こちらに「住

宅確保に当たって、賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ」というように書かれていて、全くこのとおりなんですけれども、現場に携わる者として、今回の住宅確保要配慮者に対する支援策ということなので、少し違うかもしれませんが、高齢者が優良入居者だというような視点で少し表現してもらいたいところがあるといいかというように感じております。

というのは、高齢者においては入居期間が長いというようなデータも示されておりまして、若い方に比べると2倍ぐらいの居住期間があるというデータがあります。

それから滞納。家賃債務保証業者の話が出ておりますけれども、高齢者においては、若い方よりも滞納率が低いというようなデータもございます。

それから若い人に対しては最新の設備を備え付けなくてはいけないというようなことで、オーナーさんにとっての投資というのも結構、最近が増えてきているところがありますが、若い人に比べて高齢者の場合は最新の設備に対してはあまり求めることもないということで、貸主にとっては非常に優良な入居者であるというように現場に携わっている者としては感じておりまして、その他に、リフォーム等に対しても、それほどの要求を求めないということもあります。それから高齢者を入れることによって、地域との関わりも非常に多い方も、若い方に比べれば多いので、そこから口コミによって、その空室に紹介いただけるというようなメリットがございます。

その他にも高齢者を受け入れることによってのメリットというのはたくさんございますので、今回は、住宅確保要配慮者に対するということではあるんですけれども、高齢者を受け入れることの優位性を少しうたうことによって、高齢者に貸すことにためらっているオーナーさん、不動産会社にとって、もっと積極的に受入れを考えてみようかというような行動に結びつけることができるかというように、ちょっと現場に携わる者として感じておりますので、どこかで少しその辺のことを入れていただくと、非常にいいかというように感じております。

以上です。

【〇〇座長】 御意見ありがとうございました。高齢者の方々は実はアパートなんかを貸し出す際の優良な賃借人になり得るという点を強調するのはどうかというお話ですが、具体的には例えばどの辺に、どういう文言を入れればいいのかという案はお持ちでしょうか。

【〇〇委員】 今ちょっとお話もしましたが、例えば1階が若い方には人気がないですが、高齢者の場合は1階がいいという方がいらっしゃいますので、そういった方、例えば2階

に住んでいる高齢者を1階に移動させるとか、そういうこともあるかなというように思います。具体的なことですと、高齢者を受け入れる空き家、空室が相当数あることを踏まえということの中で、その空き家、空室対策の一つとして、高齢入居者を受け入れるというような文言があるとよろしいかなというように思っています。

【〇〇座長】 ありがとうございます。そういう意見が出ております。事務局から何かございますか。

【事務局】 データなども確認をさせていただきまして、どこの部分に入れるかということを含めて、別途検討させていただければと思います。

【〇〇座長】 分かりました。ありがとうございます。

他に御意見等ございますでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 2ページの現状と課題の中で、高齢化がどんどん進んできて、この高齢者の住宅をどうやって確保するかというのが特に大事だということはよく分かります。その中で、31行目に、賃貸人、オーナーの一定割合は拒否感を有しているとあります。その背景としては、高齢者については「居室内での死亡事故に対する不安」が最も多い理由となっており、この下の37行目に、9割の方にこの不安があると記載があります。

「死亡に対する不安」ということもありますけれども、実は亡くなった後の残置物の問題とか、その他の権利に関わる問題などがあり、亡くなることだけじゃないはずなんです。それを明確に解消できるやり方であればオーナーさんからは物件が出てきやすくなると思っています。

最近も私の会社の社員で六十余歳の方が、転居に非常に苦労して、結果的に私どもが取り扱っている物件ではなく、少し遠いところの公団住宅の空き家を、借りざるを得なかったということがありました。断られたオーナーさん曰く、家族で会議した結果、貸さないとされた。高齢者には貸したくないとはっきり言われたと本人はがっかりしていましたが、不安を感じているオーナーさんが非常に多いのではないかなと思います。

今の〇〇委員の発言もありましたが、今後、特に生活保護だとか年金生活者の方々が借りて住めるような低廉な民間賃貸住宅を提供するオーナーが、安心して貸すことができる仕組みができれば物件は出てくるはずなのに、やはりこの問題ではないかというように思っています。

以上です。

【〇〇座長】 ありがとうございます。

2 ページ目の 3 1、3 2 行目辺りで、死亡事故等に対する不安の等の部分を、もうちょっと死後事務の対応が困難だと思われているとか、そういうふうに明記したらどうだという、御意見だったかと思うのですが、事務局から何かありますか。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。アンケート結果に基づきまして、それを原典に沿った形で表現となっているところがございますけれども、問題意識につきましては、この文書全体の中で表現しているところがございますが、今後、この資料の使用に対しましては十分留意をしていきたいと思います。

【〇〇座長】 ありがとうございます。御意見ありがとうございました。

他に御意見等ございますでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 様々な意見を網羅してくださってありがとうございました。私からは住宅と福祉の連携を中心として 7 点ほど修文及び意見がございます。

まず、3 ページの 2 9 行目から 3 9 行目までの居住支援の実態の初めのパラグラフですが、これまで検討会では退去時の課題を解決することが賃貸人の不安を解消し入居時のハードルを下げるという議論をしてきたと思いますので、ここも 3 ページ 4 行目からのパラグラフ同様、「住宅の確保から日常生活の支援、居場所の確保等の社会参加支援、残置物処理や賃貸借契約の解除など退去時の支援まで一連の支援の重要性が増している」などとして、一連の支援の内容として退去時のことを入れていただいてはどうかと思います。行政を含む福祉関係者も、居住支援とは退去時までを含めたものだという認識を持ち、安心できるゴール、出口における連携体制を不動産関係者と一緒につくっていくことが求められていると思います。

2 つ目ですけれども、5 ページの基本的な方向性の 2 0 行目の「総合的・包括的な支援体制を行政も積極的に関与しつつ」というところですが、ここは、関係者等ではなく「施策が緊密に連携し」となっておりますので、4 ページの 1 3 行目に地方公共団体の住宅部局と福祉部局の連携が課題との記述もあることから、ここの 5 ページ目の 2 0 行目は、「総合的・包括的な支援体制を行政が積極的に関与しつつ」として、住宅、福祉両施策の連携を図る責務は行政にあるということを明確にしてはどうかと思います。そうすることで、このパラグラフは、住生活基本法に定める行政の責務や、9 ページ 3 3 行目からのパラグラフの内容とも、より関連してくると思います。

3 つ目です。6 ページ 1 行目からのパラグラフです。地方自治体における、施策の企画・運用においては地域のニーズを把握することが欠かせませんが、総合的・包括的な相談体

制を構築することと、地域課題を適切に把握・認識して対応する施策を企画・運用することのつながりが若干分かりにくく感じました。

そこで、4行目の「総合的・包括的な相談支援体制を構築」の後に文言を追加し、「総合的・包括的な相談体制を構築し、ニーズの把握に努めることが重要である」としてはどうかと思いました。

4つ目です。6ページの13行目からのパラグラフです。住まいに関する相談支援の強化・明確化ですが、ここに例示されていない既存制度の福祉相談窓口も含め、住まいに関する相談支援は広く分野横断的に取り組むべき課題だと思います。そこで、障害福祉や子ども・子育て、社会的養護など、住宅確保要配慮者に関する様々な相談窓口について、3ページの四角で囲まれた住宅確保要配慮者の定義のように例示できないかと思いました。

5つ目です。8ページ目25行目から、「既に住宅を確保している者についても心身の機能の変化、収入の減少等により住宅の確保に配慮が必要となり得ることを踏まえ、その居住の安定が図られるような取組も検討する必要がある」とありますが、ここについては、第四回検討会の終わりにあった住宅手当、家賃補助の議論も踏まえ、8ページの3行目の「低廉な家賃の物件の転居に対する支援の検討」という文言と同様に、取組ではなく支援に置き換え、「居住の安定が図られるような支援も検討する必要がある」としていただきたいと思います。

6つ目です。8ページからの地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくりのところでは、居住支援協議会における協議事項については、地域ごとに様々であるので、一概に定義づけすることはできないと思いますが、地方公共団体の住宅部局と福祉部局との連携が課題との記載があることから、9ページの3行目を、「特に市区町村において住宅部局と福祉部局などが連携し、地域の関係者のプラットフォームの機能を果たす居住支援協議会の設置をさらに推進する必要がある」としていただきたいと思います。

修文については以上です。

最後に意見です。この検討会の第1回目の冒頭で、社会・援護局長から、昨年12月には全世代型社会保障構築会議の報告書で、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけるというようなことも明記されたところ、とのお話がありました。直近の全世代型社会保障構築会議でも、地域共生社会の推進に関して、住まい支援を含む包括的な体制整備に向けた検討について資料提出があったようです。この中間取りまとめを読む基礎自治体の住宅や福祉の担当職員の中には、多忙などから毎回の議事録にまで目を通すことができ

ない職員も多いと思います。そこで、ページ1の「はじめに」や、ページ9の24行以降の「今後に向けて」の箇所に、全世代型社会保障構築会議の議論についても触れてはどうかと思いました。

基礎自治体職員が、居住支援は社会保障の再構築に関わっており、所属を超えて住民の福祉のために連携する必要があると感じられるような中間取りまとめになることを願っています。

以上です。

【〇〇座長】 〇〇委員ありがとうございました。全部で7つの御意見がありました。1番から6番までは、それぞれの取りまとめの案についての修文の御意見、それから全体にわたって社会保障の再構築が表立って議論されている中で、そことのつながりはどうかという御意見を、前文とか最後のまとめのところで書いたらどうかという御意見がございましたが、これに関して事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】 もし委員の皆様から追加の関係する御意見であるとか御異存などなければ、できる範囲でこの表現ぶりを事務局でも整理をいたしたいというふうに考えております。

【〇〇座長】 今の〇〇委員の御指摘について、何か御意見ございますでしょうか。事務局で検討して、必要があれば修文していただくということによろしいでしょうか。〇〇委員、どうもありがとうございました。

他に御意見等ございますでしょうか。〇〇委員、よろしく願いいたします。

【〇〇委員】 全社協でございます。何点かございますが、まず、居住支援協議会が47都道府県で90市町村に設置されており、居住支援法人が716となっておりますけれども、これらに対する今後の目標があるのかどうかです。また、その目標に向けて、やはり具体的な提言が必要ではないかと思います。

それから、実際に居住支援法人が支援した件数というのは今どのくらいあるのか、数字が出ていないので、入れたらよいのではないかと考えています。

それに加えて、居住支援が進まない理由について、例えば行政の指導、また財政支援が課題ではないかというようなことも考えられますけれども、この辺も含めて書かれたらよいのではないかと思います。

それから、行政及び居住支援協議会がどのような支援をしているのかということで、都道府県・市町村の役割、責任というのを明確に記載すべきではないかと思います。この文章を読みますと、都道府県・市町村の役割がぼやけているような気がします。

それから、居住支援法人のうち、赤字法人が5割と書かれていますけれども、この赤字法人の定義はよく分かりませんが、この事業のみで赤字というのはもっともっと多いはずなので、以前から申し上げておりますけれども、国庫補助とか地方交付税というのをもっともっと確保する必要があるというのが重要であるというようなことも入れていただきたい。国交省と厚労省の補助金についても、今の予算では桁が違ふような気がしますので、その辺を十分に、居住支援法人と居住支援協議会を支援する、そういう意味で、財政的な支援が必要ではないかと思います。

つきましては、国・都道府県・市町村の責務ということで書くとすれば、まず基本的な方向論、5ページの21行目ですけれども、ここで「行政も積極的に関与しつつ」とありますが、「積極的に関与する」ではなくて、いわゆる居住支援協議会等を適切に運営し、居住支援法人を支援すると、そういう、もっと厳しい口調が必要ではないかと思います。

それから、例えば6ページの2行目辺りは、都道府県・市町村が入っていないので、「このため、都道府県・市町村は」とか追記した方がよいかと思います。

それから6ページの10行目ですけれども、ここにも、「そのため、都道府県・市町村は」とか追記した方がよいかと思います。

あとは35行目、経済的支援というのは、これは、家主に対する支援だと思いますけれども、やはり居住支援法人に対する財政的支援というののも必要ではないかと思います。

それから、9ページの5行目に、「市区町村において居住支援協議会の設置を更に推進する」とありますが、「市区町村には早急に推進する」というような、もっと強い口調が必要ではないかと思います。

それから8行目に、行政が「伴走的な支援」を行うと書いてありますけれども、伴走的というよりも、積極的に重点的な支援を行うという、そのような強い口調が必要ではないかというように思います。

それから、併せて今後に向けてのところでございますが、9ページの27行目、地方公共団体と並列に記載してございますけれども、ここも、やはり「都道府県・市区町村は」というように、やっぱり主語を明確にしたらよろしいかと思います。

それから10ページの5行目も同じような感じです。

それからもう一つ、別の観点ですけれども、6ページの14行目に、先ほど〇〇委員からございました、ここに障害福祉の支援というのが入っていないので、ここに、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業も入れていただければと思います。

それから、同じく16行目ですけれども、これは要望ですが、今、社会福祉施設で空きベッドがあります。例えば養護老人ホーム等につきましては、措置控え等もございまして、空きベッドがございます。その辺を活用した居住支援というのも必要です。令和元年に厚生労働省が出している通知で、養護老人ホームも活用してほしいという通知がありますので、それらを踏まえて、この辺も追加できれば、していただきたいと思っています。

最後にバリアフリー、8ページのどこに入れるかですけれども、例えば1行目に、バリアフリー化を含めた居住ニーズに応じた改修というような文言も入れていただければと思います。

ちょっと細かい点でございますが、以上でございます。

【〇〇座長】 ありがとうございます。詳細で多岐にわたる御意見ありがとうございます。御意見としては、最初に居住支援法人とか居住支援協議会の設置数の数値的な目標が記載されていてはどうかというお話、それから、全文にわたって行政が行う支援の役割の明確化に関する修文の御意見、あと居住支援法人が赤字の団体が多いわけですが、そこへの対策に対する文言の強化、その他、修文において、より力強く支援の中身を強調するような御意見がございました。あわせて、社会福祉施設の空きベッドも居住支援に使うとか、バリアフリーという住宅の性能のアップ、これについても入れ込んだらどうかという、そういう御意見をいただきましたが、非常に多岐にわたる御意見なので、なるべく、その意を酌んだ修文が望ましいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】 厚生労働省関係の御指摘も多かったと思いますので、住宅局としてお答えできる範囲でお答えいたしますと、行政の関与というのも重要でございすけれども、やはり民間の様々な動きというものも引き出していくというようなことも必要かと考えて全体的な整理をしているところでございますので、その辺り、各委員の皆様の御意見もお伺いしたいというようにも思っております。

1点だけ、すみません。9ページ8行目のところで「伴走的な支援を行う必要がある」というふうに表現をしておりますのは、これは市区町村に対する国と都道府県が支援を行っていくということを念頭に置いているものでございまして、居住支援協議会の設立や運営というものが現在、市区町村においては90程度にとどまっておりますので、この設立などの支援について、国や都道府県が関与すべきではないかということを示しているものでございます。

厚生労働省から何かございますでしょうか。

【〇〇座長】 お願いします。

【事務局】 厚生労働省老健局でございます。養護、軽費老人ホームの活用について御指摘がありました。その点は我々も重要だと思っております。この報告の中に、どのようなことを書けるかについて、今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 厚生労働省の生活困窮者自立支援室長でございます。〇〇委員から、6ページの13行目のところで、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、これについても加えてはどうかという御意見がありました。私とは担当が違いますので、障害福祉の担当者と相談をして、修文について検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【〇〇座長】 ありがとうございます。以上、〇〇委員からの御意見についてよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。他に御意見等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 日管協の〇〇ですが、7ページの「(2) 賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備」なのですが、この中に定期借家契約の推進というか、利用ですね、これを入れてもらえたらいいのかなというようにちょっと感じました。というのは、外国人の例でいいますと、外国人が増えて、1980年代に外国人ハウスというのが結構増えまして、それは定期借家契約をつかっているということで、賃貸借の仕組みが欧米式なわけなんです。その後、外国人ハウスというのがゲストハウスに変わり、現在はシェアハウスというふうになっておりまして、今現在は、そのシェアハウスの数は6万戸以上あると言われています。

最近、そのシェアハウスが外国人の受入れ、受皿の一つにもなっているんですが、高齢者の方もシェアハウスに住むような形になっています。というのが、コロナで外国人が減少したということもあって、その稼働率を上げる一つの手法として高齢者を受け入れようというようなことを始めたシェアハウスがありまして、シェアハウスで高齢者を受け入れるというときに不安材料として、たくさんあるわけなんです。シェアハウスの場合は定期借家でやっているの、ある意味お試し入居的な形でもやれるというところが定期借家の利点ではあります。あと欧米の場合、ほとんど定期借家になっていますから、欧米においての、この住宅確保要配慮者の受入れの拒否感というのが日本より少ないというふうには私は思っています。その原因の一つとしては、定期借家の利用というのがあるのではないかなというように感じていますので、この中に定期借家の利用、推進というのを入れてい

ただくのがよろしいかというように思っています。

以上です。

【〇〇座長】 ありがとうございます。定期借家についての文言の明記に関して御意見ございましたが、事務局から、いかがでしょうか。

【事務局】 書きぶりに関しまして検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【〇〇座長】 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。おまとめいただいてありがとうございます。具体的修文の要望というのは特にございませんが、今後、それぞれの省庁あるいは各都道府県や市町村で議論が始まるというように思っていますので、それに向けて少し幾つかコメントをさせていただきたいと思います。

1つ目が、先ほどから意見が出ています都道府県や市町村の役割ということについてです。今、国で検討会を開催していただいて、そしてそれぞれの市町村は、自分たちの既存の資源の中で、どのように絵を描いたらいいのかというのを、やはりするべきだと思うのです。それがやはり市町村の大きな役割だというふうに思っています。

実際に動かしていくもののプレーヤーとしては、民間が大きく活躍をしてほしいという、そういう理解だというように私は考えています。

2つ目が、先ほど〇〇委員がおっしゃった、亡くなった後の借家権や残置物が行き場を失ってしまうということについてです。これについては死後事務委任の仕組みができていくということで、それに対して、相続人の有無を確認する期間を設けた後、処理を進めるというようになっていて、それ自体は好ましいやり方だと思うんですけども、一方、御本人にとっては、疎遠になった家族への連絡はしてほしくない、あるいはお世話になった大家にこれ以上迷惑をかけたくないというようなことで、速やかに残置物を処理してほしいという要望もやはりあると思うんです。

ですから、そういった本人の意思をどういうふうに尊重できるのかということも含めた契約であってほしいというふうに思っています。

3つ目が、6ページに書かれているサポート付き住宅についてです。これは今後、議論がされるというふうに理解をしていますけれども、低所得者向けのサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、あと無料低額宿泊所などと層は重なっていますので、低所得者

向けの住まいについて幅広く議論する機会を設けていただきたいというように思っています。

この中で、高齢者について機械による安価な見守りシステムというようなことが書かれているのですが、一方で社会的孤立を抱えてきた困窮者の方々に対しては、子供から大人になる中で、私たちが当たり前に獲得できているもの、例えば人への信頼感とか、愛着形成とか、自尊感情とか、そういったものが家族機能が壊れている中で獲得できていないという方が大変多いというところを、きちんとみんなで共有した上で、サポート付きのサポートは何かということ、ぜひ議論していただきたいというふうに思っています。

最後に4点目です。現在、私は大学で相談援助職のリカレント教育を担っているのですが、ここ数年、居住に関心を寄せる院生さんが本当に増えています。皆さん、どの分野であれ、自分がやっていることは、居住支援をやっていたんだというような感想をお持ちになっています。

そう考えると、多くの相談援助職にとって、この住まいについての相談というのは当たり前にできるようになっていく時代というのが、やはりいずれ求められているんだなというように考えています。これは、福祉の分野でいうと、権利擁護が昔は司法書士や弁護士の方たちのものだったものが、今は福祉の関係者と協働して行っているという時代になっていますので、住宅もやがてそういうように相談の部分が福祉と住宅で当たり前にやれるような時代になるというのを目指していきたいというようなことを、皆さんでまた共有できる機会が持てるといいなと思っています。よろしくお願いします。

【〇〇座長】 〇〇委員ありがとうございました。4つ御指摘がございました。これは特に修文ではないということで、今後のこの関連の施策の展開に関する御意見ということですね。

1つは、市町村が今後関与することに関する件、2番目は死後事務に関する件、特に本人の意思を尊重する、そういう方策について今後検討が必要であると。あとサポート付き住宅が今回出ておりますが、他のサ高住とか、有料老人ホームとか、そうしたものとどういうふうに同時存在できるのかということ。特にサポートに関する中身に関する議論が深化するようなことを望むという御意見。4つ目が、住まいの相談等に関する相談支援に関しては、相談に係る職能がどうあるべきかという、この点の議論も進めていっていただきたいという、そういう御意見だったかと思います。

このことを念頭に置きながら検討を進めていただければと思います。どうも〇〇委員、

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 名古屋市の〇〇でございます。中間の取りまとめ案、まとめていただきましてありがとうございます。

私からも修文箇所というのは特にはないんですが、2点ほど、御意見をさせていただきたいと思います。

7ページでございますが、(2)の「賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備」ということで、この中で身寄りのない方の緊急連絡先の確保ですとか、残置物の処理、契約の解除、それから終身建物賃貸借制度の活用、対象拡大、手続の簡素化という内容が盛り込まれております。大家さんが、やはり御懸念されておられるような課題ですとか、検討の方向性が、この中で網羅されている内容になっておりますので、円滑に住宅を確保していく上で、今後、実務レベルで状況に応じた対応ができるよう、議論を深めていくということが大事なんじゃないかなと感じたところでございます。

その中で1点目でございますが、3つ目の段落の中段でございますが、「入居中の賃借人に何かあったときの相談先や解決策が分かると貸しやすくなることから、居住支援活動が見える化し、居住支援に関する認知度を上げていくことも重要である」とありますが、まさにそのとおりだと思います。居住支援活動の見える化に恐らく含まれていると思いますが、具体的には、やはり相談先ですとか、解決を図っていく上で、いざ何かあったときに大家さんが必要な情報を得られる、または協力してくれる、それを助けてくれるような仕組みというものを大家さんは求めておられるんじゃないかなと思います。

そうした点では、賃貸人が賃借人の情報を得やすいような環境の整備ということも併せて進めていくということが重要なかなと。包含されている表現ではあるとは思いますが、そう感じたところでございます。

それから2点目でございますが、9ページの5の「今後に向けて」の2段落目のところでございます。「住宅部局、福祉部局や地域の各種支援の担い手との連携の実効性を高めるため、制度的な枠組みに基づき相互に連携することを検討すべき」ということで、まさにそうだろうと思っておるわけなんです、それぞれの制度の枠組みの内容の中に、例えば、場合によっては、その支援の内容だとか制度が重複していたりという可能性も当然これから出てくるのかなと感じています。今後の方向性ということであれば、実効性を上げていく手だてということではないんですが、活用だとか連携において、やはり主たるその担い

手が果たすべき役割というものを同様に整理して、支援の仕組みを構築していく、検討していくということも、併せて推し進めていくことが重要なのかと感じたところでございます。

以上です。

【〇〇座長】 ありがとうございます。〇〇委員からは、今後、事務レベル、実務レベルでの議論を深めていく際に、1つは大家さんが相談できるような、そういう仕組みの支援をもっと明確化していく。それから、省庁連携あるいは地方自治体における部署間の連携において制度的な枠組みに基づきとあるが、この辺の役割分担あるいは連携の議論を今後深めていくべきであるという、こういう2つの御意見をいただきました。今後進めていく際に考慮していただければと思います。

他によろしいでしょうか。〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 先ほど〇〇先生が言われたことに、関係あると思いますけれども、資料3の参考資料38ページに、「残置物の処理等に関するモデル契約条項」ということで、その資料の下の方に、想定される受任者として、賃借人の推定相続人、それから、推定相続人を受任者とすることが困難な場合は、居住支援法人、管理業者等の第三者と記載がありますが、実際に、本人の意思さえあれば、この文章、要らないんじゃないかと。

実際に私の管理会社で運営するNPOで、現在、身寄りのない方を100人ぐらい支援していますが、本人たちは身寄りがあることを言いたくない、身寄りと関わりたくない、そういう人がどんどん今、増えていまして、オーナーの立場からいうと、管理会社がきちんとやってくればいいんだけど、なるべく契約の際に、やりやすいような形になって欲しいと思っています。

その上で死後事務委任を確実に管理会社が、その相続人云々じゃなくても受けられるということを明確にしていきたいのと、もう一つは、いつも言っていますが、終身建物賃貸借契約について、バリアフリー基準に合致しなければいけないとか、都道府県知事の認可を受けなければいけないとか、そういう条件をあまりつけずに、通常の契約書で簡易にできるようにならないと、終身建物賃貸借というのは、管理会社とか不動産会社には使いにくいというイメージになっているので、終身建物賃貸借をもっともっと使いやすい契約形態にしていきたいと思っています。

以上です。

【〇〇座長】 ありがとうございます。残置物処理等のモデル条項について、推定相続

人を受任者とすることが困難な場合という明記がありますが、これをもっと本人の意思を酌んだ処分の仕方、あるいは管理業者等が本人の意思を酌んで実行できる、そういう体制の検討が必要じゃないかという点、それから終身建物賃貸借についての、もっと使いやすい方向での改定、これの要望がございましたが、事務局から何かありますか。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。モデル契約条項に関しましては、法務省と連携して作成をしておるところでございまして、法律的な整理も必要とは思いますが、御指摘のとおり、使い勝手をよくしていくということは、終身建物賃貸借とともに重要であると思いますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

【〇〇座長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 要望が2点ですが、まず6ページの21行目、「賃貸人と居住支援法人等が連携し」とあるんですけれども、やはりここに不動産業者、多分、「等」の中に入っていると思うんですが、不動産業者ということで明記していただけないかと思います。賃貸人と一番携わっているのは不動産業者でございますので、ここに、ぜひ入れていただきたいというところと、それから7ページ、先ほど残置物に関してのモデル条項について御発言がありましたが、確かに、実際に業界としては、この条項を使用しているケースはあまり聞いたことがないということで、やはり不動産業者にとっても少しハードルが高いのかなと思ってしまして、この辺をもっと使いやすくしていただきたいのと、管理業者が実際に使えるというふうに認識しているところが少ないというところで、今後もこのようなことができるということをいろいろと周知していかないといけないんですが、それを行うためにも、ここに居住支援法人の活用。居住支援法人だけではなく管理業者も、今のルール上は受任者となっていますので、そこも加えていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

【〇〇座長】 ありがとうございます。〇〇委員からは2点、4ページ目の書き振りの中で不動産業者を明記していただければどうかという点と、あと7ページにあります残置物処理に関するモデル条項、これをもっと使いやすい形。従来からたくさん意見が出ておりましたが、それに関する御意見が出ております。これも留意しながら御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。オンラインで手が挙がっている。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 すみません。よろしくお願いします。

2点あるんですけども、もう既に他の方がおっしゃったことと重なりますが、1点目は、やはり全世代型社会保障構築会議等、他の政策、もっと上位というか、全体的、総合的な政策とどう関わっているのかということを示して、ここでの議論が価値を持つということをはっきりと書いていただけたらと思います。

2点目は、これも先ほどから多くの方がおっしゃっているのですけれども、誰がやるかというところを明確に書いていただければと思います。そして、まだこれから決まっていく部分もあると思うのですが、居住支援法人については、やはり検討会の議論でも今後、居住支援法人にどのようなことを求めるかということも議論されていまして、可能であれば居住支援法人の項を目次で設けていただいて、居住支援法人というのは法律上このような役割を与えられているけれども、今後このような役割も担うことが期待されるというたことを、はっきり書くのいいと思います。

以上です。

【〇〇座長】 ありがとうございます。2点、御意見があったかと思いますが。全世代型社会保障構築会議との関係性の明記を検討されてはどうかということ、それから全般にわたって行政、それから居住支援法人あるいは居住支援協議会、そうした誰が主体になってやるのかという主語を、より明快にしてはどうかと。特に居住支援法人に関しては、今後どういう役割が期待されるかということを明記してはどうかという、そういう御意見がございましたが、事務局から何かございますか。

【事務局】 〇〇委員から御指摘いただいた全世代型社会保障構築会議などの他の施策との関係性に関しましては、他の委員からの御指摘もございましたので、検討させていただきます。

居住支援法人に求めることなどを明記するということに関しましては、現行制度におきまして、その居住支援法人の役割が法律上、家賃債務保証、そして入居前の支援、入居後の支援などということが書いてございまして、今、多様な取組が行われている状況でございます。

この中で特にこの部分というものを摘示するというのが、なかなか事務局では難しいかもしれませんが、各委員の御意見など特になければ、書ける範囲で、この文章の中に入れ込むことを試みたいと思います。

【〇〇座長】 御検討よろしく願いいたします。ありがとうございました。

オンラインで〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 すみません。非常に分かりやすい御説明ありがとうございます。1点だけ確認させていただきたいのですが、6ページ目の先ほどあった22行目の見守りなどのサポートのついた住宅というものは、これまでのセーフティネット登録住宅等を前提とした住宅として想定しているのかということです。

既に制度で位置づけられている住まいの概念と違うといった場合につきましては、住まいについて、類似の住まいが新たに出てくることになり、制度の位置づけが複雑になるかと思いますので、消費者にとって分かりやすく誤解のないような形でお願いできればと思っています。

あと感想になるのですが、皆さんの御意見などを聞いていて、これから家賃債務保証会社の役割が今後、ますますこのようなこの住まいにとって重要になってくるのかなと思いますので、その際、住宅確保要配慮者向けの住まいに関しましても、家賃債務保証会社向けに何かいわゆる契約書のひな形とか、そういったことも今後整備をしていっていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

【〇〇座長】 〇〇委員ありがとうございました。2点、御意見があったかと思います。

6ページにありますサポート付き住宅、これが従来のセーフティネット住宅、登録住宅と、どういう関わりがあるのか、どういう位置づけなのか、この辺がより明快に描かれていればいいのではないかと。

あともう1点、家賃債務保証会社の役割が今まで以上に重要だという、そういう認識がある中で、それを強化していくためのモデル的な契約の提示とか、そういうことを今後考えていけるんじゃないかという、こういう御指摘がございました。

これについて、事務局から何かありますか。

【事務局】 事務局でございます。このサポートを行う住宅に関しましては、現状の住宅セーフティネット法に基づく登録住宅等の関係などに関しましては今後整理をしていく必要があるというふうに考えておりますけれども、現行、その登録住宅は拒まない住宅として登録をいただいて、情報として公開し、ニーズとマッチングをすることが可能となるというような枠組みでございます。

一方、この検討会で御議論いただいてきました、このサポートを行う住宅に関しましては、この住宅というものに安否確認や見守りなどがセットとなっている、そのような住宅の供給というものが入居者、そして賃貸人の側、大家サイドにとっても有効、有益ではな

いかということであるというふうに理解をしておりますので、制度的な整理に関しましては引き続き、ここの場での御議論も踏まえまして検討を進めてまいりたいと思っております。

【〇〇座長】 ありがとうございます。

〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 すみません。私は全体的に、いいまとめだなと思いました。同時にこれからだなとも思いました。こういう方向性で進んでいただければと思います。

最後のところに、これから引き続き検討を進めていくということですが、誰がするのか、いつするのかを明確にしていきたいと思います。

あと意見ですが、「はじめに」のところをもう少し書いた方が良いかと思います。なぜ今、住まいの支援、住まいの保障ということが議論になっているのかの説明があればと思います。

例えば単身高齢者等が増えたということは何を意味しているのかということです。それは途中で出てくる、家族が従来担ってきたものが脆弱化したことを意味します。単身化が進み従来、制度と結びつけてきた家族がいなくなり、手後れ状態になってしまうということです。あるいはこの住まいの確保は、長い期間、持ち家をベースに進んできたわけです。

一番は年金で、年金というものの前提に持ち家があったと思います。しかし、その前提が崩れたことでいろいろ難しくなった。

さらに、非正規雇用で働く人が増えたことがあります。すでに4割近くが非正規雇用で、これまでのように30年、40年という住宅ローンを組めなくなった。ライフスタイルが変わって、一生同じ場所家を建てて暮らすという人が減った。そういうライフスタイル自体が今、若者を中心に変わってきているわけです。40代、50代の持家率がどんどん下がっていることもあります。これまでは50歳ぐらいですでに家建てていて、ローンはあと残り10年ですよというのが従来の形だったんでしょうけれども、そういう従来の形が崩れてきているわけです。

家や資産があるという前提で年金制度なり、これまでの社会保障制度が構築されてきたとしたら、それが成り立たない。国民年金をフルでもらって6万5,000円程度ですから、そこから家賃払うとなると、どうしても家計が圧迫されるわけです。逆に言うと、住まいが何とかなれば暮らせるという人たちが増えるということになります。ですから、「はじめに」のところにもう少し「居住支援の意義」や「社会保障としてのすまい保障」などにつ

いて書いてくださると、いろいろな方が、これ読んだときに、そうか、何で住まいの支援が今必要なのか、なぜここに来て住まいが大きな問題になっているのかというのが、理解しやすいと思います。現状の課題としての大家さんの不安が大きく高齢単身者には貸せないということだけではなく、単身化に伴い家族の機能を失っていること、それも大家さんの不安になっていること。あるいは持ち家というものを前提としてきた社会が、そこは変わってきているとか、ライフスタイルが変わってきているとか、住まい保障というものが全世代型社会保障構築会議でなぜ大きく取り上げられてきたかというのが、もう少し書かれてもよろしいのではないかと思います。

そうすると、この中間取りまとめ案を読めば、今この国が、この社会がどこにいるのかというのが分かる、何かある意味テキストとして使えるんじゃないかなというふうに思いました。それが1つです。

それと、先ほど出ていたサポートを行う住宅ですが、すごく期待をしています。6ページの中頃にサポートを行う住宅が出てきて、その下に居住支援法人がサブリース等でやることが記載されています。そして、それを応援しましょうということが書かれています。しかし、居住支援法人がマスターリース、サブリースしていくというのは、ある程度体力が必要です。

例えば、借り上げた後、入居までの間の家賃負担というのはやっぱり大きいです。セーフィネット住宅の中の専用住宅に経済的な支援という枠があります。家賃低廉化であるとか、バリアフリー等改修とかですね。専用住宅が経済的な支援がついている枠なので、これとサブリースなり、サポート付き住宅というのがどう組み合わせられるかというのがポイントだと思います。専用住宅の経済的支援をマスターリース、サブリースに広げることが重要です。マスターリースに加え、改修の概念を広げることで大家さんにとっても、安心して貸せるとともに不動産価値が上がり効果がでます。

どなたかおっしゃったと思うんですけども、だから財政的支援はちゃんとすべきだという一言をどこかに入れたほうがいいのではないかと思います。

居住支援法人の補助金にしても、やはり大枠の中で母数が増えてきて赤字法人が半分ぐらいいるといふ話とか、補助金が、枠組みとしては1,000万円あっても実態的にはその2割、3割にとどまっているという話とか、やっぱり汲々としてきているわけです。サポート付き住宅など等を進めていくために、あるいは居住支援法人がマスターリース、サブリースしていくときの立ち上げの費用の負担等への財政的な措置はちゃんと取るべきだと

というのが、検討会の一つの結論として、しっかり書いたほうがいいのではないかと思います。

最後に、「今後に向けて」のところが、結局ここが一番大事だと思います。必要な検討を進めるべきだと、私は本当にそう思います。ですので、何らかの形で間髪空けずに、これの続きの議論、これ中間取りまとめという言葉で終わりますけれども、「最終とりまとめ」に向けて必要な検討を進めていくことが重要だと思います。9ページの次の33行目のところで、「特に国土交通省、厚生労働省は、これまで以上に緊密に連携」するということのように書かれていますが、この連携の意味は、ぜひ、まずは、この住宅セーフティネット法に関しては、法律、制度の両省共管を目指していただきたいということを意見として述べておきます。

最後にちょっと細かいことですが、8ページの34行目、「貧困ビジネスにつながるものがないよう留意する」のこの一言なんです、「貧困ビジネスとは何か」ということがはっきりしていない中で、この10年ぐらい、この議論進んでいるわけです。無料低額宿泊所にしても、そうなんです。見方によってもまちまちです。

例えば生活保護世帯の人が入っていて、家賃プラスアルファ取ったら、それは全て貧困ビジネスだというように言っている方もおれば、ただ同じ枠組みで日常生活支援住居施設ができたりとか、ちょっとこの「いわゆる」というのがすごく曖昧で、独り歩きするんです、どうしても。

ですので、もうちょっと手前のところで、例えば「入居者が著しく不利益を被っている状態、いわゆる貧困ビジネス」みたいな、もう少し何かちょっと踏み込んで表現していただくと、いいんじゃないかと思います。

貧困ビジネスって何かというのは、いまだに誰も規定していないんです。ですので、その辺りは少し、どうかというように思いました。

すみません。以上です。

【〇〇座長】 ありがとうございます。〇〇委員からは主として3点。

「はじめに」のバックグラウンド、導入のところで、社会へのメッセージとして、住宅の確保の問題についてどういう社会課題として認識していて、いかにこれが重要な国民的な課題であるのかという、そういう書き振りに関しての御意見。

それから、サポートを行う住宅と既存のセーフティネット、あるいは専用住宅との関連の中で、財政的な措置ということも併せて書き込んだらどうかという点。

あと、最後の「今後」というところで幾つかございましたが、今回は中間の取りまとめと称しているわけですが、今後の検討の継続についても何か書けないかと。あるいは共管ということも前回以前から出ておりましたが、これをどこまで書き込むことができるか。それから、貧困ビジネスという表現が、もう少し補足的なものを入れて表現したほうがいいのではないかという御意見。

以上ございましたが、事務局から何かありますか。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。非常に広範な難しい御指摘をいただいたと思っています。冒頭「はじめに」に入れる社会課題をどう捉えるかということに関しましては、ここにいらっしゃる委員の皆様方の御意見ございましたら、ぜひいただきたいと思うんですけれども、事務局としてどこまで書けるかは考えてまいります。

財政支援ということに関して言えば、国、地方財政事情が非常に厳しい中でございますので、なかなかどこまでできるかというのは約束できませんが、今後の検討ということに関して言えば、ここに記載しているつもりでございますけれども、表記について御意見などございましたら、具体的にいただけるとありがたいと思います。

貧困ビジネスに関しましては、厚労省から何かございますでしょうか。

【事務局】 御意見ありがとうございます。8ページの34行目の、いわゆる「貧困ビジネス」という文言について、これは読む方によって持つイメージが違うのではないかと思います。御意見ありました。どういった補足的な説明や枕言葉みたいなものがつけられるかということについて、御意見踏まえまして検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【〇〇座長】 〇〇審議官、お願いいたします。

【〇〇審議官】 様々な御意見ありがとうございます。私から、切り口が多少変わりますが、3つほどお話をさせていただきたいと思います。

冒頭、全世代型社会保障構築会議などの議論を取り込んでいただきたいという御指摘がありました。これは極めて真っ当な御指摘であり、我々も考えていきたいと思っています。ただ、この話はこの検討会だけの議論ではなく、住宅政策全体で受け止めるお話かと私は思っています。

住生活基本計画、2年半後に見直すことになります。恐らくその頃には、人口も減っているところか、世帯も減っているし、住宅政策がこれまで担ってきた様々な社会課題というのが随分変わると。その中で今、〇〇委員の御指摘は非常に重要なファクターなのかな

というように思っています。そういった中でも、すなわち住生活基本計画の見直しの中でも、そういったことを検討していきたいと思います。

それから2つ目ですけれども、実際にこういった仕組みを今回検討、ここの取りまとめ案に様々書いていることを動かしていくところが重要だと、これ誠にそのとおりだと思います。様々なプレーヤーがいて、様々取り組んでいただくと。大家さんだけで取り組んでいた居住支援というのを、居住支援法人ですとか、居住支援協議会とか、様々な組合せによってサポートしていく、社会全体で受け止めていくということになろうかと思います。

このことについて、居住支援法人でいうと、〇〇委員から指摘をされましたけれども、福祉部局との連携というのは従来からやってきましたけれども、特にその更生保護部局との連携というのは、これから取り組んでいく話になりますので、そういったことも含めて、しっかりやっていきたいと思います。

それから、〇〇委員から居住支援協議会の設置の目標というお話がありました。なかなかこれ今、にわかに目標をお答えすることはできないんですけれども、なるべく広がっていくほうがいいと。

ただ、全市町村にこれ要るのかという、ちょっと課題かもしれません。〇〇委員から御指摘のありました市町村のリソースを使いながらということである、本当に数多ある市町村まで要るのかという、多分居住支援法人の活動のエリアとも連動するんでしょうけれども、共同で設置すればいいじゃないとか、一市町村で1つ必ず要るというものではないので、何かそういう工夫によって現実的に設置が進むようなやり方、そういったことを考えていきたいと思っています。

それから居住支援法人、居住支援協議会ときて、あと重要なのは大家さんということになりますけれども、〇〇委員、〇〇委員から御指摘いただいたように、高齢者についてはその残置物処理含めて大家さんの不安を解消できれば、大家さんにとってはむしろ優良な借り手であるという御指摘、これを我々糧に、これから制度設計をしていきたいというように思っています。

それから3つ目でございますが、最後の財政支援ですけれども、なかなか具体の制度設計がない中で財政支援を言ったとて机上の空論になってしまいますので、これは今後3省で、必要な制度設計をして、必要な財政支援についてはきちんと財政当局と議論をしてまいりますので、そこはお約束をさせていただきたいと思います。

ただ、ここでどこまで書くかというのは、書いたから財政支援ができるわけではないので、大事なのは書くことではなくて、きちんと制度設計をして、どういう理屈で国民の税金を投入していくのかということを財政当局ときちんと議論することだと思っておりますので、これは〇〇委員の御指摘でいうと、1つ目の話と整合的に議論をしていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

【〇〇座長】 ありがとうございます。

あとオンラインで〇〇委員から手が挙がっているかと思いますが、〇〇委員、お願いしてよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 私からは2点お話しさせていただきたいと思います。

6 ページの丸ポチのところ、3 丁目、「伴走型の取組」というところなんですけれども、先ほどの〇〇委員のお話を聞きながら思ったんですけれども、私は消費生活センターサイドでいろいろお仕事している関係上、ここ十数年、東京都が持っております通勤寮というところで、彼らが悪質商法の被害に遭わないようにお話をしているんですけれども。この通勤寮というのは都内で6 か所しかないんですけれども、どういう人たちが入るかといいますと、15 歳以上で愛の手帳を持っている方が入られます。愛の手帳を持っているというのは、皆さん御存じかと思いますが、例えば、特別支援学校を卒業して、それから社会に飛び立つにはちょっと親御さんも不安を持っている。また、普通の子供たちであれば身につけてきているような、生活の配膳とか、お風呂を洗うとか、そういったものが、親御さんが全部やってくださったので、それを全然してこなかった人たちが、通勤寮に入り、そこから通勤をしていくところなんです。もちろんこの入る要件としては、仕事をしている人とか、仕事をする意欲があり自立したいという人たちに厳選されるということなんですけれども、ただ、やはり金銭管理というのが一番難しいということで、彼らは全然財布は持たされず、最低限のお金を持って行きます。それ以上に必要なときには、そのスタッフに明細を渡してもらうということをしているんです。東京都の人口が多いんですけれども、1 つの寮で30 人前後しか入れず、そこも3 年間しか入れないということなんですけれども、こういう伴走型の寮がもっともっと充実していけば、この人たちは自分たちで自活しながらやっていけるというところで、こういったものが具体的に全国的に広がっていくというのがいいのではないかと思います。

2 丁目ですけれども、資料2 の7 ページの(2) の2 丁目の家賃債務保証について、「個

人の緊急連絡先が確保できない場合に契約できないなどの課題がある」というところなんですけれども、部屋を借りようとする方に無理に緊急連絡先を求めた結果、緊急連絡先に断わりもなく電話番号を記載されてしまった方からの苦情が、消費者センターに入っているんです。

具体的に申しますと、借主が家賃を滞納してしまったために、無断で緊急連絡先として名前と電話番号を書かれてしまった方に、家賃債務保証会社から督促の電話がかかってくるというものなんです。借りたい方に貸してあげなくてはいけないけれども、逆に何かその求められているのが緊急連絡先というよりは、あたかも保証人のようなことまで求められているようなところもあるので、もしもこれをもっと充実させるのであれば、やはり電話1本、あなたは本当に緊急連絡先の方ですかということだけでも家賃債務保証会社が確認すべきというところを入れていただきたいと思います。

以上です。

【〇〇座長】 ありがとうございます。重要な御指摘、2点いただいたかと思います。

1つは、東京都の通勤寮みたいな伴走型の支援付きの寮、こういうものも考慮に入れて今後展開したらどうかと。

あと2点目は、緊急連絡先といっても、この取扱いの方法、ルールに関して、やっぱり注意深く表記しておかなければいけないだろうという2点、御指摘がございました。

これも今後検討するに当たって考慮していただければと思います。

あと、オンラインで〇〇委員の代理として〇〇委員代理、出席されているかと思いますが、何か御意見ございますでしょうか。

【〇〇委員代理】 ありがとうございます。全国更生保護法人連盟事務局の〇〇と申します。本日、委員の〇〇が出席できないものですから、私が代理で出席させていただきます。

刑務所を出所した方々の民間住宅への入居の困難性に関しましては、本協議会の中間取りまとめ案の中でも、いわゆる現状と課題、また今後の取組というところで項目を立てて、非常にハードルが高いというふうな表現をさせていただいておるところでございまして、まさにそのとおりでございます。

これまでの議論の中で御説明申し上げたとおり、更生保護施設への入所は、更生に向けた一時的なものであり、入所当初から退所に向けた調整を進めております。退所に当たっては、本人の状況に応じた居所となることが望ましく、一足飛びに一般の民間住宅での生活は、非常にハードルが高いという現状がございます。

そうした中、訪問支援事業と申しまして、更生保護施設の職員が退所した方々の元を訪ねて、日頃からの見守り支援とか、あるいは日常生活での相談などを受けて、できるだけ生活の安定を図っていこうという取組もスタートしたところでございます。

これらに関しても、この報告書の中で、訪問支援事業ということで数字を法務省から出していただいているところでございます。もちろんこれによって、この方々の生活の安定と、ひいては再犯を防止するというような、非常に効果の上がる施策、取組だというように我々は感じているところでございますが、いかんせん、これまで御説明申し上げたとおり、更生保護施設そのものは大体、収容定員が20名前後の非常に小さな施設でございますし、職員数も限られております。財政的な基盤も非常に弱いといったところもございまして、国からの委託によって何とか経営をしているというような現状もございまして、この訪問支援事業をさらに広げていくという点に関しましては、現状、ようやく100ちょっと超える更生保護施設の中で11施設が取り組んでいるところでございますが、この事業を広げていくためには交通費等経費的な支援、あるいは人的なスタッフの確保というものが重要になってくるところでございまして、これからも国からの予算など、そういった御支援を頂戴して充実を図っていきたいと思っております。

もとより施設職員だけの見守り支援といったところでは十分な支援は至らないわけございまして、本日いろいろとお話が出ております居住支援法人、あるいは地域における関係機関、団体の皆様方の幅広い御支援をいただきながら、これらの方々の社会復帰や日常生活の安定、こういったものをさらに促していきたいというように考えているところでございます。

なお、本日の取りまとめ案に当たりましては、非常に我々の持つ課題、あるいは今後の取組に関しまして網羅的にまとめていただきまして、ありがとうございます。

修文等に関しては意見はございませんので、この形で報告を進めていただければと思っております。

以上でございます。

【〇〇座長】 〇〇委員代理、ありがとうございました。更生保護施設から地域への生活拠点の移行に関する支援の状況について御説明いただきました。どうもありがとうございました。

以上で一通り、この資料2に関する御意見をいただいたかと思いますが、他によろしいでしょうか。

時間もそろそろ参りましたので、この資料2の中間取りまとめ案に関しては、いただきました文書の修正、修文、この御提案について、事務局と私で整理させていただいて、その後、委員の皆様には御報告ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【〇〇座長】 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

今後でございますが、本日御議論いただきました中間取りまとめ案は、事務局においてパブリックコメントを行う予定としています。

パブリックコメントでの意見を踏まえて、必要な場合には修正を行い、私も確認させていただきます。問題なければ、修正後の案を本検討会の中間取りまとめとしたいと思います。

この文言の修正などについては、私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【〇〇座長】 ありがとうございます。委員の皆様には取りまとめの結果を御報告させていただきます。

以上で中間取りまとめ案の議論を終えましたが、事務局からいただいた時間が、あと10分ぐらいあります。せっかくですので、この場を利用して、もし御意見等お持ちの方、今後に向けての御意見、これまでの議論の御感想、何かあれば御意見をお伺いしたいと思います。どなたか、今後に向けての御意見、これまでの議論の御感想について、ございますでしょうか。〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】 日管協の〇〇です。我々賃貸住宅を管理する立場として、多様化する社会の中にあって高齢者、それから外国人、それから障害者の方たち、それからひとり親世帯、こういった方たちが自由に住み替えられる環境づくりがすごく重要だなというように思っています。

資料の中にもありましたけれども、今や高齢者の方で賃貸住宅に住んでいる方が2割いるということなので、これからお住まいを探す高齢者にかかわらず、現在住んでいる高齢の方に対しての対応というのが求められているのかなというように思っていますので、そういった上では、居住支援法人等との連携というのが、まだまだ我々の業界はほとんどないのが現状なので、まずは、受け入れるところもそうですけれども、現在住んでいる高齢の方、それからひとり親世帯の方、障害者の方等の対応に向けても、こういった居住支援

法人の方と、それから自治体、町内会、そういったところと、よい関係、連携を築いていく必要があるんじゃないかなというように、今回のこちらの検討会に参加させていただいて強く感じたところです。

以上です。

【〇〇座長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 コロナ禍で我々が生活困窮者の現場で経験した一つで結構大きな問題だなと思ったのは、実は「寮付就労」の実態でした。実際のところを聞いてみると二通りあって、会社が借り上げた、まさにマスターリース、サブリースの形で賃貸借契約を結んで入居されているケースと、いわゆる福利厚生みたいな形で、会社が全部用意したところに即日入っているケースと2つありました。後者の方を利用している場合、コロナになった2020年の春に、夜の町クラスターみたいな話になって、飲食業の方々が一気に休業ということになりましたが、その時点で仕事と住まいを一気に失った人が出ました。抱樸にもそういう相談が寄せられました。飲食店が保持していたアパートに住んでいた女性のスタッフが即時、寮から出されるという事態になったんです。

我々が今議論している枠組みというのは、管理会社さんや不動産の従来の契約、社会的な枠組みの中に入っている人たち、あるいはそこに入れようという議論をしてきたと思います。しかし、「寮付就労」の人はこの議論に反映されていないように思います。賃貸借契約を結んでいないので、居住権がないということです。

本来だったら家賃を滞納しても「明渡し訴訟」を経ないと明け渡すことはできないわけです。大体半年以上かかる。債務保証会社も大変な思いをされますが、それが居住権だと思っています。

今回の議論の中に想定されていない人々の存在、若者たちでそういう住まい方をする方が増える中で、今後の議論につなげていただきたいと思います。

「寮付就労」は仕事がない人からすると、すごく便利なんです。仕事と住まいが一気に手に入りますから。だから全部を否定する必要はないですけども、コロナ禍のような事態になると一番にしわ寄せが来る人々です。

抱樸では、2020年春に「コロナ緊急クラウドファンディング」を実施し、サブリース型の支援付住宅を全国につくりました。一万人以上の人々から1億円以上が集まり、全国10都市で活動するNPOに託しました。現在、200室以上が稼働しており、すでに

300人以上が利用しました。目指したのは「就労と居住の分離」です。就労と居住は分離したほうがいい。仕事を失っても住まいを失わないという前提をベーシックな居住の在り方にした方が良くと思います。このエビデンスも今後活用していただきたい。これは厚労省の労働と福祉の問題が大きく関係する部分ですので、省庁跨ぎの議論が今後必要だと思います。

ですので、厚労省、国交省、法務省それぞれが連携する中で賃貸借契約等に基づかない住まい方の人々がいることを頭に入れたほうが良いと思いました。

【〇〇座長】 〇〇委員、ありがとうございました。

あまり時間がないですが、他によろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後になりましたが、私から今後に向けて若干言っておいたほうがよいかと思うことを2点言わせていただきます。

1つは、今日いただいた中間とりまとめ案の一番最後のところ、10ページに書いてありますが、一番上の行に、今後の施策に関して「適時に検証され、さらなる取組を進める」というふうに明記されていて、大変よいと思っておりますが、今後、今日議論があったような貧困ビジネスについての精査とか、あるいは今、〇〇委員から御指摘がありました寮付き就労についてどう考えるか。これも本当に就労と福祉と居住権の問題。あと、ずっと出てきております残置物処理の課題に関しても、民法に関わることだったりするので、短期的な対応というよりは中長期的に構えて課題を解決しなきゃいけない。あるいは、今日もたくさん出てきました財政的な支援をどう求めていくのか、アピールしていくのかということについても、非常に時間のかかる取組だと思いますので、ぜひ、この適時検証の部分を何年かに一度、ちゃんと議論の場、あるいは検証の場、データを整理して精査すると、そういう場を設けることが非常に重要かと思いました。

もう1点目は、この下に国・都道府県・市区町村の行政、それからいろいろな方々の連携が大事だと書いてありますが、せんだって福岡の大牟田で九州居住支援サミットというのがあって、そこに私、出席してきましたが、都道府県ごとではなく、九州とか、例えば東北とか、そういう圏域ごとに連携をするということも非常に効果的だというふうに認識いたしましたので、そういう圏域ごとの連携というものもぜひ支援していくような体制、これを整えるのも非常に重要かと思っております。

私としましては、今回の中間取りまとめ案ですが、非常に多様な、重要な観点から御意見をいただきまして、先日の中間の素案よりも、さらにいい形でできたというように思っ

ております。これをやっぱり、このまま文言に終わらせるのではなく、いろいろなステークホルダーのアクションにつなげていくことが今後重要だと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

以上で、この議論を終わりたいと思います。委員の皆様、貴重な御意見をありがとうございました。

事務局におかれましては、今後の制度の見直しや施策の運用に当たって、十分にこうした御意見に御留意いただければと思います。

それでは、これをもちまして本日の議事を全て終了いたします。

それでは、議事を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ○○座長、ありがとうございました。また御出席委員の皆様方、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。また本日の資料、そして議事録につきましては、後日、委員の皆様方に内容の御確認をいただいた上で3省のホームページに公開する予定でございます。

最後に、事務局から御挨拶申し上げます。

まず、厚生労働省老健局の○○審議官より御挨拶申し上げます。

【○○審議官】 ○○座長はじめ委員の皆様、本当に幅広い御意見いただきましてありがとうございました。本日は今まで出席しておりました○○老健局長、それから○○社会・援護局長が本来御挨拶すべきところですが、別の公務で外しておりますので、私が代わりに御挨拶させていただきます。

7月以来、非常に幅広い御議論をいただきまして、非常に多岐にわたる中間取りまとめをしていただきました。今後は関係省庁と一層連携を図りまして、必要な制度改正等、検討を進めてまいりたいと考えております。

厚生労働省の審議会でも、非常に重要な課題でございますので、先般、○○座長にも御出席いただき、住まいにお困りの生活困窮者が安定した住まいを確保して安心して生活できるように、住まいに関する相談支援機能の明確化ですとか、入居前から入居後までの切れ目ない支援体制の構築、それから低廉な家賃の住宅への転居費用の補助などの検討を進めているところでございます。

また、介護保険制度の中でも、高齢者の見守りですとか、相談支援に関する様々な事業がございます。こうした仕組みやこれまで培ってきた地域の様々な資源がございますので、そういったものを生かしまして、高齢者の住まいに関わる課題解決に役立てていきたいと

考えております。

最後に、〇〇座長から御発言ございましたけれども、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、御指導、御支援のほど、よろしくお願いしたいと思います。これまでの御議論に大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

【事務局】　続きまして、国土交通省住宅局の〇〇審議官より御挨拶申し上げます。

【〇〇審議官】　住宅局審議官の〇〇でございます。本来であれば〇〇住宅局長が御挨拶申し上げるべきところですが、あいにく国会の関係で退席をせざるを得ず、代わりに御挨拶を申し上げます。

まずは〇〇座長をはじめ中間とりまとめ案に御尽力をいただきました委員の皆様方に大変感謝を申し上げたいと思います。短い期間ではありましたが、充実した議論をしていただき、とりまとめいただいたこと、ありがとうございました。

さて、住宅政策ですが、2000年以降、住宅政策は大きく方向転換をいたしました。それまでは、公営住宅、住宅金融公庫、日本住宅公団という公的供給が中心であったものを市場重視という形で、市場の誘導ですとか市場の環境整備というものに軸足を移して20年余りたったわけでございます。この間、住宅政策、その時代時代の政策課題に対応して、市場の中でウイングを広げてまいりました。対象者を広げたり支援ツールを広げたりということで、ウイングを広げたわけでございます。今回のとりまとめに沿って、そのウイングをさらに大きく広げることになるものと考えております。

ただ、これまでと大きく異なるのは、これまではウイングを広げてきたわけですが、それは住宅局だけでやってきたわけであります。今回は厚労省社援局、老健局、法務省の矯正局、保護局、3省で支えていくということが、これまでと大きな違いでございます。これによって、住宅政策の立場から見ますと、これまで住宅確保要配慮者の円滑入居、これを大家さんのお力に頼って、担っていただくということでやってきたわけでありますが、居住支援法人をはじめとして福祉部局、更生保護部局連携をして、社会全体で担っていくと、そんな制度設計ができるのではないかとというふうに考えております。

今後、とりまとめに沿って、各省と引き続き連携を強化して、施策の具体化を進めてまいります。

さらに、霞が関との連携は当然のこととして、この3省の連携が現場の地方公共団体における連携につながるよう努力をしてまいります。

最後に、今回の中間とりまとめを踏まえた施策の具体化というのが我々にとってゴール

ではなく、要配慮者に対する大家さんの不安感が解消されるように、引き続き努力することをお約束して、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】 最後に、法務省保護局の〇〇局長より御挨拶申し上げます。

【〇〇保護局長】 法務省保護局長の〇〇でございます。全5回にわたる本検討会での議論の結果、住宅確保要配慮者の居住支援をめぐる現状と課題、今後の支援のあり方の方向性等について、中間取りまとめ案として一定の整理をしていただきました。刑務所出所者等への居住支援は特にハードルが高いと表現していただきましたが、その支援には相当の困難が伴います。また、本日の御議論でも、法務省も積極的な役割を果たすようにとの御指摘もございましたが、当省といたしましても、この中間取りまとめを踏まえ、関係機関等の皆様と連携しながら、刑務所出所者等に対する居住支援の取組を一層進めてまいりたいと思いますので、何とぞ今後とも御支援、御指導のほどよろしくお願いいたします。

委員の皆様はじめ関係者の皆様におかれましては、どうもありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 以上をもちまして、第5回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

— 了 —